**平成２１年（フ）第１９９号**
新潟県長岡市昭和２丁目13番１号、前住所新潟県長岡市城岡１丁目４番９号
債務者　高橋　幸江
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２１年（フ）第２００号**
新潟県長岡市西谷3194番地
債務者　金井　正栄
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２１年（フ）第１８６号**
愛知県豊橋市花田町字越水162番地１－Ｄ
債務者　滝下　　緑
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第２４８号**
愛知県豊橋市柱九番町52番地
債務者　彦坂　　学
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第１０２号**
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3493番地
債務者　濵口むつみ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２１年（フ）第３０７号**
岡山県倉敷市中畝３丁目11番12号
債務者　白川　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第１１２３号**
埼玉県蓮田市西新宿３丁目39番地の４
債務者　常盤　佳子（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１２５号**
さいたま市浦和区本太３丁目35番３号　グリーン松原103、旧住所埼玉県上尾市富士見２丁目９番30号　富士見グリーンコーポ201
債務者　岸　　浩司
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１４６号**
埼玉県朝霞市栄町２丁目３番50号　グランベリー201
債務者　廣山　朝治
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１７１号**
埼玉県久喜市本町２丁目８番２号　プライムハウス103号、旧住所埼玉県蓮田市大字黒浜2032番地　グリーンビレッジＢ―102号
債務者　加藤　良平
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１９９号**
さいたま市見沼区東大宮１丁目74番地３アーバン砂ハイツ102号室、旧住所さいたま市見沼区堀崎町1674番地　アルトハイム102号室
債務者　川端　清美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第５４２号**
神奈川県厚木市恩名５丁目５番30―701号
債務者　木口　洋輔
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第５９０号**
神奈川県小田原市小八幡２丁目１番１―201号　県営小八幡団地１号棟、前住所神奈川県小田原市田島148番地の２
債務者　矢萩　恵美（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第５９９号**
神奈川県平塚市岡崎3658番地の２
債務者　石川　耕三
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６１５号**
神奈川県秦野市緑町17番35号、前住所神奈川県秦野市曽屋577番地の５
債務者　田邊　房江
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４６号**
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀127番地１
債務者　森下　みき
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所熊野支部

**平成２１年（フ）第４７号**
三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦566番地１
債務者　奥村るり子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
津地方裁判所熊野支部